

保健・福祉

食育への取り組みは？

(自民クラブ)

**問** 食育基本法は、食に関する知識と、食を選択する力を習得

するために本年施行された。最近の特徴として、子どもは家庭や学校給食の場においても、好きなものだけ食べ、親は子どもが食べるものだけをつかって食べさせる傾向があり、子どもの生活習慣病が増加している。保護者や子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立を図るため、今後どのような取り組みを考えているのか。



何でも食べて元気な子!!

**答**

乳幼児とその保護者に対する取り組みは、保健センターで実施している母親学級・離乳食講習

会等の各種講習会や健診時を通じ、家庭での食生活の全般に対する指導や助言を行っている。

児童生徒に対する取り組みは、毎年小学校4年生と中学校1年生を対象に、各学校で小児生活習慣病予防健診を実施しており、その結果を全保護者に通知している。健診の結果、要医学的管理や要経過観察が必要な児童生徒に対しては、食事調査を実施し、学校医・栄養士の指導や病院受診を勧奨して、医師等の専門的な指導も行っている。

なお、これらの児童生徒について、次年度以降にも健診を実施して経過観察を続け、生活習慣病の改善に取り組んでいる。

地域では、食生活改善推進協議会という組織の市内23支部が、地域の親子に対し、子どもの食に関する環境を改善するという考えから、地域に密着した食育活動を展開する子ども食サポーター活動を食生活改善活動として取り組んでいる。

今後においても、国が策定する食育推進基本計画に基づき、家庭における食育を推進していきたい。

高齢者医療費負担増の影響は

(日本共産党西条市議団)

**問** 改定が予想される高齢者医療費負担増が市民にどのような影響を与えるか。70歳から74歳の一般所得者の患者負担を1割から2割

に、70歳以上の一定額以上の所得者の患者負担を2割から3割に、70歳以上の長期入院患者の居住費・食費の引き上げなど、高齢者の負担増は

どのようになるのか。

**答**

患者の窓口負担は平成18年度から現役並みの所得がある70歳以上の者は2割から3割負担へ、平成20年度からは70歳以上75歳未満の者は、1割から2割負担への変更が予定されている。前者の9月現在の対象者は681人であり、外来窓口負担は、大半の方は高額医療費自己負担限度額以内であるので約1.5倍の増となり、後者の対象者は327人で、同様に限度額以内であることから、約2倍の増加になる。療養病床について、1か月全日入院の場合は食費・居住費合計で3万2千円増の見込みとなる。

また、高額医療費自己負担限度額の引き上げ、診療報酬の引き下げ等も検討されており、影響額の推計は難しい状況にある。今回政府の方針が示された状況であり、今後の推移を見ながら検討していきたい。

障害者の自立を求めて!!

(自民クラブ)

**問** 障害者自立支援法による改革のねらいの一つに、障害者の労働参加がある。

現在は、障害者の保護者・ボランティア等の協力を得て、作業所などを立ち上げて活動に努力しているが、今後、活動資金の支援など、どのような対応をしていくのか。

**答**

小規模作業所は、県の障害者小規模作業所運営費補助金制度の助成を得ており、また、県の補

助要件を充足しない作業所は全日本知的障害者育成会を通じた国の助成を受けて運営されてきた。

しかし、国の制度が平成17年度に打ち切られたため、現在は市の単独事業で補助金を交付し、支援に努めている。

来年度は、すべての作業所が県の補助制度を受けられるよう要望を行っている。障害者自立支援法や県の動向を見ながら対処していきたい。

新型インフルエンザの

備えはだいじょうぶ？

(無党派)

**問** 新型インフルエンザの発生に備え、国では段階に応じた行動計画をまとめている。これをもとに作成する行動計画策定への取り組みについて、考えを問う。

また、抗ウイルスインフルエンザ治療薬タミフルの備蓄の計画を問う。



インフルエンザの流行に備えて

**答** 新型インフルエンザ対策は、国が17年11月に行動計画を策定している。県もこの行動計画を踏まえ、実情に応じた対策を取るための行動計画を12月末までに策定すべく、作業を進めている。

県がこの行動計画を実践するに当たり、市は関係協力機関となるが、協力依頼があれば、積極的に対応していきたい。

タミフルの愛媛県の備蓄割当量は、12万5千人分で、厚生労働省が国及び都道府県分を合わせて、今後2年間ほどで確保を予定している。

行政改革

指定管理者制度導入施設は？

(自民クラブ)

**問** 指定管理者制度が、来年度から導入されると思うが、予定される業務等を伺いたい。また、この制度による業務は多岐にわたるが、応募を予定する業者はどの程度の数になるのか。

指定管理者制度の導入予定については、去る9月の定例会で議決された関係条例に含まれる、体育館・陸上競技場等の運動施設、福祉センター・情報支援センター・石鎚ふれあいの里等42施設を優先的に指定管理者制に移行するものとして現在、最終的な詰めを行っている。

指定管理者の応募については、まだ公募を実施していない段階で、明確に表現することはできないが、おおむね、2、3社の競争になる事例が比較的多いようである。